

事務連絡  
平成22年6月1日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御中  
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局振興課

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護利用者等の受け入れに関するQ & A」の送付について

今般、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）が一部改正（平成22年6月1日より施行）され、指定小規模多機能型居宅介護における障害者自立支援法に基づく生活介護利用者の受け入れが全国展開されたところですが、指定小規模多機能型居宅介護において基準該当生活介護の利用者等を受け入れる場合の介護報酬の算定に関して生じうる疑義及び回答についてまとめたQ & Aを発出いたしますので、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう願います。

## **指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者自立支援法に基づく 基準該当生活介護利用者等の受け入れに関するQ & A**

(問1) 「サービス提供が過少である場合の減算」及び「事業開始時支援加算」における登録者数に、障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護の利用者を含めるのか。

(答)

基準該当生活介護の利用者については、通いサービスを利用するためには小規模多機能型居宅介護に登録を受けた者と定義されており、介護保険法における指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者とはみなされないことから、これら加算・減算の算定の基準となる登録者には含まれない。

なお、この取扱いについては、構造改革特区の認定を受けて実施される自立訓練、児童デイサービス又は短期入所の受け入れについても同様である。

(問2) 市町村独自報酬において、子どもや障害児・者を受け入れ、高齢者と交流を図りながらサービス提供を行う、いわゆる共生型サービスを行うことを理由に加算を設定することは可能か。

(答)

市町村独自報酬の認定については、要件の適否について厚生労働省内に設置される市町村独自報酬検討会議の審査を経ることとされており、当該会議で適当と認められ、厚生労働大臣の認定があった場合には、こうした要件による加算を設定することは差し支えない。

なお、市区町村におかれでは、子どもや障害者などの方が一緒にサービスを受けていることを理由に要介護高齢者の利用者負担が増加することについて同意を得なければならないこと等に留意の上、慎重に検討されたい。